

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第4条中「企業出納員、」の右に「第11条第1項に規定する」を、「現金取扱員、」の右に「第25条第1項に規定する」を加え、「及び物品取扱員」を「、第35条第1項に規定する物品取扱員その他職員」に改め、「もって」の右に「所管する」を、「金銭」の右に「（第10条に規定する範囲のものをいう。）」を、「又は物品」の右に「（地方自治法第239条第1項に規定する物品をいう。）」を加える。

第12条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 管理者は、定例的な支払事務において必要があるときは、別に定めるところにより、自動振替払により支払うことができる。

第23条各号列記以外の部分を次のように改める。

この規程においてたな卸資産とは、物品（本章及び次章においては、固定資産に計上すべきものを除く。）のうち、貯蔵品をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは貯蔵品としない。

同条第3号中「として受け入れる」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 貯蔵品は、たな卸経理を行うものとする。

第26条中「たな卸資産」を「貯蔵品」に改める。

第33条の見出し中「物品」を「備品等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「たな卸資産以外の物品（以下本章において「物品」という。）は、これを」を「第23条第1項ただし書の規定により貯蔵品としないもの（以下「備品等」という。）は、」に改め、同条第2項中「前項第1号に掲げる物品」を「備品等」に改める。

第34条（見出しを含む。）、第35条第1項、第39条第4項、第40条の見出し及び同条第1項、第42条第1項各号列記以外の部分、第43条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第44条の見出し、同条第1項及び第4項中「物品」を「備品等」に改める。

別表第1の1の表中

| | |
|-------------------|--------------|
| お客さまサービスセンター所長 | お客さまサービスセンター |
| お客さまサービス課長 | 料金係長 |
| | お客さまサービス係長 |
| | 担当係長 |
| 各営業所長 | 各営業所 |
| | 事務係長 |
| | 西部営業所京北分室 |
| | 担当係長 |
| 疏水事務所長 | 疏水事務所 |
| | 管理係長 |
| 配水管理事務所長 | 配水管理事務所 |
| 配水管理事務所の庶務を担当する課長 | 北部配水事務係長 |
| | 南部配水事務係長 |
| 給水工事事務所長 | 給水工事事務所 |
| 給水工事事務所の庶務を担当する課長 | 北部給水事務係長 |
| | 南部給水事務係長 |
| 各下水道管路管理センター所長 | 各下水道管路管理センター |
| | 事務係長 |
| 下水道建設事務所長 | 下水道建設事務所 |
| | 事務係長 |

を

| | |
|----------------|--------------|
| お客さまサービスセンター所長 | お客さまサービスセンター |
| お客さまサービス課長 | 料金係長 |
| | お客さまサービス係長 |
| | 担当係長 |
| 各営業所長 | 各営業所 |
| | 事務係長 |
| 京北分室担当課長 | |
| 疏水事務所長 | 疏水事務所 |

| | |
|-------------------|----------------------|
| 配水管理事務所長 | 管理係長 配水管理事務所 |
| 配水管理事務所の庶務を担当する課長 | 北部配水事務係長 南部配水事務係長 |
| 給水工事事務所長 | 給水工事事務所 |
| 給水工事事務所の庶務を担当する課長 | 北部給水事務係長 南部給水事務係長 |
| 各下水道管路管理センター所長 | 各下水道管路管理センター事務係長 |
| 下水道建設事務所長 | 下水道建設事務所事務係長 |

に、別表第1の2の表中

| | |
|--------------------|------------------|
| 京都市上下水道局組織及び事務 | 各課及び室 |
| 処理規程第1条第1項に規定する課の長 | 庶務を担当する係長 |
| 企業力向上推進室 | |
| 企業力向上推進課長 | |
| お客さまサービス推進室 | |
| 管理課長 | |
| 経営戦略室 | |
| 経営企画課長 | |
| 財務課長 | |
| 資産活用課長 | |
| お客さまサービスセンター所長 | お客さまサービスセンター料金係長 |
| 各浄水場長 | 各浄水場庶務を担当する担当係長 |
| 疏水事務所長 | 疏水事務所管理係長 |
| 施設管理事務所長 | 施設管理事務所 |

| | |
|----------------|----------------|
| | 施設係長 |
| 各下水道管路管理センター所長 | 各下水道管路管理センター |
| | 事務係長 |
| ポンプ施設事務所長 | ポンプ施設事務所 |
| | 庶務を担当する担当係長 |
| 下水道建設事務所長 | 下水道建設事務所 |
| | 事務係長 |
| 鳥羽水環境保全センター調整課 | 鳥羽水環境保全センター |
| 長 | 事務係長 |
| 鳥羽水環境保全センター吉祥院 | 鳥羽水環境保全センター吉祥院 |
| 支所長 | 支所 |
| | 施設係長 |
| 伏見水環境保全センター所長 | 伏見水環境保全センター |
| | 施設係長 |
| 石田水環境保全センター所長 | 石田水環境保全センター |
| | 施設係長 |

を

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| 京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課の長 | 各課及び室 庶務を担当する係長 |
| 企業力向上推進室 | |
| 企業力向上推進課長 | |
| お客さまサービス推進室 | |
| 管理課長 | |
| 経営戦略室 | |
| 経営企画課長 | |
| 財務課長 | |
| 資産活用課長 | |
| お客さまサービスセンター所長 | お客さまサービスセンター |

| | |
|-------------------|------------------------------|
| | 料金係長 |
| 技術監理室水質管理センター | 技術監理室水質管理センター |
| 水質第1課長 | 水質第1課における庶務を担当する担当係長 |
| 水質第2課長 | 水質第2課における庶務を担当する担当係長 |
| 各浄水場長 | 各浄水場 庶務を担当する担当係長 |
| 疏水事務所長 | 疏水事務所 管理係長 |
| 施設管理事務所長 | 施設管理事務所 施設係長 |
| 各下水道管路管理センター所長 | 各下水道管路管理センター 事務係長 |
| ポンプ施設事務所長 | ポンプ施設事務所 庶務を担当する担当係長 |
| 下水道建設事務所長 | 下水道建設事務所 事務係長 |
| 鳥羽水環境保全センター調整課長 | 鳥羽水環境保全センター 事務係長 |
| 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長 | 鳥羽水環境保全センター吉祥院 支所 施設係長 |
| 伏見水環境保全センター所長 | 伏見水環境保全センター 施設係長 |
| 石田水環境保全センター所長 | 石田水環境保全センター 施設係長 |

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)